

## 吹田市立千里山竹園児童センター管理運営協議会会則

### (趣旨)

第1条 この会則は、吹田市立千里山竹園児童センター管理運営協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (事務所)

第2条 協議会の事務所は、吹田市立千里山竹園児童センター管理運営協議会会長宅に置く。

### (目的)

第3条 協議会は、センターの管理運営を吹田市（以下「市」という。）から受任し、センターにおける児童への健全な遊びの提供等を通じ、千里山地域（以下「地域」という。）のすべての子どもたちの健康の増進と豊かな情操を育むことを目的とする。

### (事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) センターの管理運営事業
- (2) 地域の教育施設や社会福祉施設と連携した子育て支援事業
- (3) 地域の諸団体やボランティアグループと連携した子育て支援事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

### (会員)

第5条 協議会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員は、協議会の目的に賛同し、地域内に在住、在勤又は在学する者及び地域内で活動する団体（なお、団体にあつては、団体が指名する者一人を正会員とする。）
- (2) 賛助会員は、地域に関わらず、協議会の目的に賛同する個人又は団体

### (会費)

第6条 会員になろうとする者は、所定の加入届を提出し、会費を納入しなければならない。会費は次のとおりとする。

- 一人につき 年額 1,200 円
- 一団体につき年額 5,000円

### (退会等)

第7条 会員が、正当な理由なく会費の納入を滞らせた場合には、退会又は資格喪失したものとす。

### (役員)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 会 計 1 名
- (4) 書 記 1 名
- (5) 理 事 若干名
- (6) 会計監査 2 名

- 2 会計監査とその他の役員は、相互に兼ねることができない。
- 3 役員は、総会において正会員の中から選任する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計に関する事務を行う。
- (4) 書記は、協議会の書記に関する事務を行う。
- (5) 理事は、協議会の事業を分担し、これにあたる。
- (6) 会計監査は、会計を監査し、役員会及び総会に報告する。

(任期)

第10条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 協議会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、役員会の承認を得て会長が指名し、協議会の諮問に応じる。

(報酬)

第12条 役員及び顧問は、無報酬とする。

(会議)

第13条 協議会の会議は、総会、役員会、管理運営会議とする。

(総会)

第14条 総会は、会員をもって構成する協議会の最高意思決定機関であり、定時総会と臨時総会からなる。

- 2 定時総会は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に、会長が招集する。
- 3 臨時総会は、次のいずれかのとき、会長が招集する。
  - (1) 役員会が必要と認めたとき
  - (2) 会員の3分1以上から、開催理由及び議題を示して招集の請求があったとき
- 4 総会の議長は、会長が指名した正会員をもって充てる。

(総会の議事)

第15条 総会は、センターの管理運営事業を除く次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
  - (2) 事業報告、決算報告及び会計監査報告に関する事項
  - (3) この会則の制定及び改廃
  - (4) 役員の仕事及び解任。ただし、任期途中退任者に対しては、役員会で補充することができる。
  - (5) その他、協議会の運営に関する重要な事項
- 2 議事については、議事録を作成し、5年間保存する。

(総会の議決)

第16条 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

- 2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された議題について書面をもって表決し、又は書面をもって他の正会員に表決を委任する事ができる。この場合において、前項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。
- 3 賛助会員は、総会に出席し、意見を述べる事ができる。ただし、表決に参加することはできない。

(役員会)

第17条 役員会は、協議会の執行機関として、第8条第1項の役員のうち会計監査を除く役員をもって構成する。

- 2 役員会は、毎月1回開催する定例役員会と随時に開催する臨時役員会とし、会長が招集する。
- 3 役員会の議長は、会長が指名した役員をもって充てる。
- 4 役員会は、役員過半数の出席で成立し、議事は出席役員過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 5 やむを得ない理由のため、役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された議題について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の役員に表決を委任する事ができる。この場合において、前項の規定の適用については、その役員は出席したものとみなす。
- 6 会長が必要と認めたときは、役員会に学識経験者又は専門家の出席を求め、意見を聞くことができる。

(役員会の議事)

第18条 役員会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事項
  - (2) 事業の実施及び調整に関する事項
  - (3) 職員の雇用及び勤務条件等に関する事項
  - (4) 任期中退任役員補充者選任に関する事項
  - (5) 顧問の選任に関する事項
  - (6) センターの施設管理に関する事項
  - (7) 市の受託事業及び自主事業に関する事項
  - (8) センターの予算及び決算に関する事項
  - (9) センターの運営に必要な諸規定の整備に関する事項
  - (10) 地域の諸団体や関係機関との連携に関する事項
  - (11) その他役員会が必要と認める事項
- 2 議事については、議事録を作成し、5年間保存する。

(管理運営会議)

第19条 管理運営会議は、センターの管理運営を所管し、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 管理運営会議は、会長が必要と認めた場合に開催する。
- 3 管理運営会議は、会長が招集する。
- 4 管理運営会議の議長は、会長又は会長が指名した委員をもって充てる。
- 5 管理運営会議は、第1項に定める委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(管理運営会議の議事)

第20条 管理運営会議は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 役員会が決定した事項のうち、より詳細で具体的な対応が求められる事項
- (2) 役員会の開催が困難な場合であって、早急な対応が求められる事項

2 議事については、議事録を作成し、5年間保存する。

(報告)

第21条 管理運営会議の決定事項は、会長が、直近に開催される役員会に報告しなければならない。

(職員)

第22条 協議会は、センターの管理運営を担当させるため、次の職員を雇用し、配置する。

- (1) 館長 1名
- (2) 児童厚生員 若干名
- (3) その他必要とする職員

2 職員の所掌事務については、役員会において別に定める。

(運営委員会)

第23条 館長は、センターが行う事業の企画やその他の運営に関する事項については、市が設置する運営委員会に報告し、運営委員会の意見を尊重しなければならない。

(会計)

第24条 協議会に一般会計と事業会計を置く。

- 2 一般会計は、事業会計以外の事業経費や会費等を収支する。
- 3 事業会計は、市の委託金に係るセンターの管理運営経費を収支する。
- 4 協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第25条 この会則の施行について必要な事項は、役員会で審議し、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成21年5月6日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年5月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年5月29日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年5月30日から施行する。

別表

管理運営会議委員	
委員長	会長
副委員長	副会長
委員	会計
委員	書記
委員	館長
委員	館長が指名する職員